

第 3 回

吉備町・金屋町・清水町 任意合併協議会

会議資料

日時：平成15年10月8日（水曜日）

午後2時00分から

場所：清水町文化センター 1階 ホール

会 議 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の選出について

4 議事

報告事項

報告第10号 新町まちづくり小委員会の役員選任について

議案事項

議案第9号 新町の事務所及び議員定数等小委員会設置要綱について

協議事項

(継続協議)

協議第1号 合併協定項目について

協議第2号 合併の方式について

協議第3号 合併の期日について

(新規提案)

協議第4号 新町の事務所の位置について

協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第6号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第7号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第8号 条例、規則等の取扱いについて

協議第9号 慣行の取扱いについて

協議第10号 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)について

5 次回協議会の開催日程について

6 閉会

会議資料目次

議 事

報告事項

報告第10号 新町まちづくり小委員会の役員選任について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁

議案事項

議案第9号 新町の事務所及び議員定数等小委員会設置要綱について・・・・・・・・ 2頁

協議事項

協議第4号 新町の事務所の位置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁

協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 7頁

協議第6号 一般職の職員の身分の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13頁

協議第7号 特別職の職員の身分の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18頁

協議第8号 条例、規則等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28頁

協議第9号 慣行の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30頁

協議第10号 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)について・・・・・・・・ 33頁

次回協議会の開催日程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37頁

メモ用紙・・ 末尾

報告事項

新町まちづくり小委員会の役員選任について

新町まちづくり小委員会の役員選任について、下記のとおりとしたので報告する。

平成15年10月8日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

新町まちづくり小委員会

委員長 楠部 重計

記

役職名	委員氏名
委員長	楠部 重計
副委員長	山田 丞司
副委員長	大岡 憲治

議案事項

議案第9号

新町の事務所及び議員定数等小委員会設置要綱について

新町の事務所及び議員定数等小委員会設置要綱(案)について、別紙のとおり提出する。

平成15年10月8日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

新町の事務所及び議員定数等小委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会小委員会規程第3条第2項の規定に基づき、新町の事務所及び議員定数等小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査又は審議等を行うものとする。

- (1) 新町の事務所の位置に関する事
- (2) 新町の議会議員の定数等に関する事
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

（委員）

第3条 小委員会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会規約第3条第1項第1号の委員のうち3町の助役職にある者
- (2) 吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会規約第3条第1項第2号の委員のうち互選による者各1名
- (3) 吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会規約第3条第1項第3号の委員のうち互選による者各2名及び有田振興局長

（役員）

第4条 小委員会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

協議事項

協議第4号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について、下記のとおり提出する。

平成15年10月8日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

記

協定項目	新町の事務所の位置	関係項目	
調整内容(案)	新町の事務所の位置については、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	新町の事務所の位置	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の事務所の位置については、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

		吉備町	金屋町	清水町	
庁舎の状況	住所	吉備町大字下津野 2018 番地の 4	金屋町大字金屋 3 番地	清水町大字清水 387 番地の 1	
	施設の規模	本館	地上 4 階鉄筋コンクリート構造	地上 3 階鉄筋コンクリート構造	地上 3 階鉄筋コンクリート構造
		別館		地上 3 階鉄骨造	
	敷地面積 (m ²)		5,908	2,319	2,313
	延床面積 (m ²)	本館	5,182	1,598	1,623
		別館		702	
	駐車場 (来客用台数)		174 台	188 台	112 台
	耐震構造の有無		有	無	無
	庁舎内勤務職員数		103 人	81 人	63 人
	建築年度	本館	平成 6 年度	昭和 45 年度	昭和 44 年度
別館			昭和 54 年度		
支所及び出張所				安諦出張所 城山出張所 五郷出張所 城山出張所粟生連絡所	
主要道路		近畿自動車道紀勢線 国道 42 号線、国道 424 号線 国道 480 号線	国道 424 号線、国道 480 号線	国道 371 号線、国道 480 号線	
官公署	国の機関			京都大学フィールド科学教育センター 森林ステーション和歌山研究林	
	和歌山県の機関	和歌山県立こころの医療センター 和歌山県農林水産総合技術センター 果樹試験場 和歌山県立有田中央高等学校	岩倉発電管理事務所	有田振興局建設部道路整備課清水詰所 有田振興局建設部道路課清水駐在 二川ダム管理事務所 和歌山県立有田中央高等学校清水分校	

駐車場は、役場庁舎隣接駐車場合む駐車可能台数、庁舎内勤務職員数は、H15.8.1現在の庁舎内における一般職員、特別職員、臨時職員の合計数

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	新町の事務所の位置	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の事務所の位置については、小委員会では協議し、協議会で決定する。		

留 意 事 項	先 進 地 事 例				備 考	
<p>新町の事務所の位置</p> <p>1 新町の事務所の位置を決定する必要性</p> <p>地方自治法第4条第1項に、地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることが義務付けられている。</p> <p>関係市町村が新設合併することにより、従前の市町村が消滅し、それまでの町役場はなくなることとなる。</p> <p>したがって、新町発足までに、事務所の位置を決定しておく必要がある。</p> <p>2 事務所の位置の決定基準</p> <p>地方自治法第4条の2項に、事務所の位置の決定基準として、「住民の利便に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係を考慮」すべきことが挙げられている。</p>	新市町村名	関係市町村	合併の期日	合併の方式	方 針	
	西東京市	田無市 保谷市	H13.1.21	新設	事務所の位置は、旧田無市役所。新庁舎は建設しない。合併年度末までの組織・機構は現状を維持。合併後、事務レベルにおいて窓口部門を除く分庁の具体的手法を検討。	<p>地方自治法(抄)</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>
	さいたま市	浦和市 大宮市 与野市	H13.5.1	新設	事務所の位置は、旧浦和市役所。新庁舎は合併後検討する。大宮市・与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討する。	
	さぬき市	津田町 大川町 志度町 寒川町 長尾町	H14.4.1	新設	事務所の位置は、当面の新市の位置を大川郡志度町大字志度538番地の5(現在建設中の志度町役場の新庁舎の位置)に置く。	
	東かがわ市	引田町 白鳥町 大内町	H15.4.1	新設	事務所の位置は、白鳥町湊字水入1847番地1(現在の白鳥町役場の位置)とする。新庁舎の位置は建設とした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。	
あさぎり町	上村 免田町 岡原村 須恵村 深田村	H15.4.1	新設	事務所の位置は、免田町役場。免田町を除く他の4村役場を支所とする。合併後、新町至便の地に新庁舎建設を検討する。本庁舎の役場構造から、合併後当分の間は行政機構を分散及び仮庁舎設置することも考慮する。		

協議第 5 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

記

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容（案）	新町における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：議会専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

項 目	参 考 資 料
1 新設合併の場合の議員定数及び任期 (1) 地方自治法及び公職選挙法の原則	<p>市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。</p> <p>(1) 地方自治法及び公職選挙法の原則を適用</p> <p>【合併後 50 日以内に新町の条例定数(26 人以内)で設置選挙を行う。】</p> <p>【参考法令】</p> <p>地方自治法(抄) (市町村議会の議員の定数) 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 (6)～(11) 省略 3～6 省略 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。 8～10 省略 (議員の任期) 第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は4年とする。 2 省略</p> <p>公職選挙法(抄) (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第33条 1～2 省略 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：議会専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

項 目	参 考 資 料																												
(2)定数特例制度	<p>(2)定数特例制度を適用</p> <p>【合併後50日以内に法第91条に規定する数の2倍(52人)以内で設置選挙を行う。】 【設置選挙後の一般選挙からは、新町の条例定数(26人以内)で選挙を行う。】</p> <p>単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>吉備町</th> <th>金屋町</th> <th>清水町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(1)</td> <td>14,694</td> <td>9,731</td> <td>5,138</td> <td>29,563</td> </tr> <tr> <td>現議員数</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>現行条例定数</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 平成12年国勢調査確定数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新町 設置選挙時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(1)</td> <td>29,563人</td> </tr> <tr> <td>法第91条に規定する数</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>設置選挙時の議員定数</td> <td>(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考法令】 市町村の合併の特例に関する法律(抄) (議会の議員の定数に関する特例) 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条の第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p>	町村名	吉備町	金屋町	清水町	計	人口(1)	14,694	9,731	5,138	29,563	現議員数	16	16	14	46	現行条例定数	16	16	14	46	新町 設置選挙時		人口(1)	29,563人	法第91条に規定する数	26人	設置選挙時の議員定数	(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内
町村名	吉備町	金屋町	清水町	計																									
人口(1)	14,694	9,731	5,138	29,563																									
現議員数	16	16	14	46																									
現行条例定数	16	16	14	46																									
新町 設置選挙時																													
人口(1)	29,563人																												
法第91条に規定する数	26人																												
設置選挙時の議員定数	(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内																												

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：議会専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

項 目	参 考 資 料
(3)在任特例制度	<p>(3)在任特例制度を適用</p> <p>【合併前の関係市町村の全ての議員が、合併後2年以内は在任できる。】 【在任期間終了後の一般選挙からは、新町の条例定数(26人以内)で選挙を行う。】</p> <p>【参考法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (議会の議員の在任に関する特例) 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 (2) 省略 2～4 省略</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：議会専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

項 目	参 考 資 料																																					
現職議員の任期等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">町村名</th> <th style="width: 80%;">任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉備町</td> <td>平成15年 8月 1日～平成19年 7月31日</td> </tr> <tr> <td>金屋町</td> <td>平成13年 2月19日～平成17年 2月18日</td> </tr> <tr> <td>清水町</td> <td>平成15年 4月30日～平成19年 4月29日</td> </tr> </tbody> </table>						町村名	任 期	吉備町	平成15年 8月 1日～平成19年 7月31日	金屋町	平成13年 2月19日～平成17年 2月18日	清水町	平成15年 4月30日～平成19年 4月29日																								
町村名	任 期																																					
吉備町	平成15年 8月 1日～平成19年 7月31日																																					
金屋町	平成13年 2月19日～平成17年 2月18日																																					
清水町	平成15年 4月30日～平成19年 4月29日																																					
先 進 地 事 例	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">合併市町村</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">人口()</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">合併期日</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">特例適用</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 15%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">篠山市</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">47,426人</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">H11.4.1</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">在任特例</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">合併後1年1月間</td> <td>篠山町 H11.11.30(約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>西紀町 H11.4.29(約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>丹南町 H11.7.24(約4ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>今田町 H11.4.29(約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">西東京市</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">180,885人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">H13.1.21</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">在任特例</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合併後2年間</td> <td>田無市 H15.4.30(約2年3ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>保谷市 H15.2.7(約2年1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">さいたま市</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1,024,053人</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">H13.5.1</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">在任特例</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">合併後2年間</td> <td>浦和市 H15.5.1(2年)</td> </tr> <tr> <td>大宮市 H13.12.20(約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>与野市 H15.4.30(約2年)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">篠山市(平成12年2月末現在) 西東京市・さいたま市(平成12年国勢調査)</p>						合併市町村	人口()	合併期日	特例適用		合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)	区分	内容	篠山市	47,426人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠山町 H11.11.30(約8ヵ月)	西紀町 H11.4.29(約1ヵ月)	丹南町 H11.7.24(約4ヵ月)	今田町 H11.4.29(約1ヵ月)	西東京市	180,885人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田無市 H15.4.30(約2年3ヵ月)	保谷市 H15.2.7(約2年1ヵ月)	さいたま市	1,024,053人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦和市 H15.5.1(2年)	大宮市 H13.12.20(約8ヵ月)	与野市 H15.4.30(約2年)
合併市町村	人口()	合併期日	特例適用		合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)																																	
			区分	内容																																		
篠山市	47,426人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠山町 H11.11.30(約8ヵ月)																																	
					西紀町 H11.4.29(約1ヵ月)																																	
					丹南町 H11.7.24(約4ヵ月)																																	
					今田町 H11.4.29(約1ヵ月)																																	
西東京市	180,885人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田無市 H15.4.30(約2年3ヵ月)																																	
					保谷市 H15.2.7(約2年1ヵ月)																																	
さいたま市	1,024,053人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦和市 H15.5.1(2年)																																	
					大宮市 H13.12.20(約8ヵ月)																																	
					与野市 H15.4.30(約2年)																																	

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：議会専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会で協議し、協議会で決定する。		

項 目	参 考 資 料
2 議会議員の選挙区 【参考法令】	<p>公職選挙法(抄) (地方公共団体の議会の議員の選挙区) 第15条 1～5 省略</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>公職選挙法施行令(抄) (人口に比例しない議員の定数) 第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。</p>

協議第6号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成15年10月8日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

記

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整内容(案)	吉備町、金屋町及び清水町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 有田消防組合の一般職の職員については、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	一般職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	吉備町、金屋町及び清水町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 有田消防組合の一般職の職員については、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		

項 目		吉 備 町		金 屋 町		清 水 町		有 田 消 防 組 合	
1. 職員定数及び 実職員数		(平成15年4月1日現在)		(平成15年4月1日現在)		(平成15年4月1日現在)		(平成15年4月1日現在)	
		条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)
区 分	議会事務部局の職員	2	2	2	2	2	2		
	町長の事務部局の職員	135	132	112	106	98	88		
	教育委員会の事務部局の職員	24	24	22	19	19	14		
	農業委員会の事務部局の職員	2	2	兼任 3	兼任 3	2	2		
	選挙管理委員会の事務部局の職員	兼任 3	兼任 3	兼任 1	兼任 1	兼任 4	兼任 4		
	監査委員の事務部局の職員	兼任 1	兼任 1	兼任 2	兼任 2	兼任 1	兼任 1		
	公平委員会の事務職員	兼任 1	兼任 1			兼任 1	兼任 1		
	消防組合の消防職員							57	57
	合 計	163	160	136	127	121	106	57	57
2. 定数内の派遣職員の状況		派 遣 先 名	職員数	派 遣 先 名	職員数	派 遣 先 名	職員数		
		有田周辺広域圏事務組合		有田周辺広域圏事務組合	2	有田周辺広域圏事務組合			
3. 定数外の派遣職員の状況		有田消防組合		有田消防組合	1	有田消防組合			
		派 遣 先 名	職員数	派 遣 先 名	職員数	派 遣 先 名	職員数		
		有田周辺広域圏事務組合	2	有田周辺広域圏事務組合		有田周辺広域圏事務組合	1		
	有田消防組合	1	有田消防組合		有田消防組合	1			

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	一般職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	吉備町、金屋町及び清水町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 有田消防組合の一般職の職員については、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		

項 目	吉 備 町	金 屋 町	清 水 町	有 田 消 防 組 合	
3. 給料表 級別職 務分類	1級	主事、保育士又は主事補の職務	主事、保育士の職務	主事補の職務	消防士の職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士の職務	主事、保育士の職務	主事の職務	消防副士長の職務 相当の経験を有する消防士の職務
	3級	主査の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士の職務	主査、保育士の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務	消防本部の主任の職務 消防士長の職務 複数の消防士を指導する消防副士長の職務
	4級	係長の職務 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査、保育士の職務	課長補佐、係長、主任保育士、主査の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	係長・主任の職務 困難な業務を行う職務	消防本部係長の職務 消防司令補の職務 相当の経験を必要とする消防士長の職務
	5級	主幹、課長補佐、班長及び主任保育士の職務 困難な業務を行う主査、係長の職務	主幹、課長補佐の職務 困難な業務を行う係長、主任保育士の職務	課長補佐・主査の職務 相当困難な業務を行う職務	消防本部の困難な業務を行う係長の職務 消防署の副署長の職務 困難な業務を処理する消防司令補の職務 特に困難な業務を処理する消防士長の職務
	6級	課長、室長、企画員、専門員、保育所長の職務 困難な業務を行う主幹、課長補佐の職務	課長級の職務 困難な業務を行う主幹、課長補佐の職務	課長級の職務 困難な業務を行う課長補佐・主査の職務 特に困難な業務を行う職務	消防本部の次長の職務 消防署長の職務 消防司令の職務 特に困難な業務を処理する消防司令補の職務
	7級	総括課長の職務、特に困難な業務を所掌する課長の職務	総括課長の職務 特に困難な業務を所掌する課長級の職務	課長級の職務	消防長の職務

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	一般職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	吉備町、金屋町及び清水町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 有田消防組合の一般職の職員については、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		

項 目	参 考（関係法令）
	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) （職員の身分取扱い）</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>地方公務員法(抄) （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <p>(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	一般職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	吉備町、金屋町及び清水町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 有田消防組合の一般職の職員については、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		

項 目	参 考（先進事例）		
	市 町 村 名	合 併 期 日	調 整 方 針
	篠山市	平成11年 4月1日	1. 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 3. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。 4. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
	西東京市	平成13年 1月21日	1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保証する。
	さいたま市	平成13年 5月1日	1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする 2. 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。
	さぬき市	平成14年 4月1日	1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。

協議第7号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成15年10月8日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

記

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整内容（案）	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目		吉備町		金屋町		清水町		根 拠 法 令
1 常勤の特別職の状況 (平成15年8月1日現在)		現員数	任 期	現員数	任 期	現員数	任 期	
役 職 名	町 長	1人	自：平成14年 4月30日 至：平成18年 4月29日	1人	自：平成14年 6月19日 至：平成18年 6月18日	1人	自：平成15年 4月30日 至：平成19年 4月29日	地方自治法第139条 地方自治法施行令第1条の2
	助 役	1人	自：平成14年 7月 1日 至：平成18年 6月30日	1人	自：平成15年 3月11日 至：平成19年 3月10日	1人	自：平成11年12月 1日 至：平成15年11月30日	地方自治法第161条
	収入役	1人	自：平成14年 7月 1日 至：平成18年 6月30日	1人	自：平成14年 7月 1日 至：平成18年 6月30日	1人	自：平成11年12月 1日 至：平成15年11月30日	地方自治法第168条
	教育長	1人	自：平成14年12月20日 至：平成18年12月19日	1人	自：平成14年10月23日 至：平成18年10月22日	1人	自：平成14年10月 1日 至：平成18年 9月30日	地教法第16条 地教法施行令第19条
2 各種委員会委員及び監 査委員(地方自治法第180条 の5の状況) (平成15年8月1日現在)		委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	根 拠 法 令
委 員 会 名 等	教育委員会	委員長 1人	4年(注)	委員長 1人	4年(注)	委員長 1人	4年(注)	地教法第2条 地教法施行令第18条
		委員 4人		委員 4人		委員 4人		
		(教育長) (1人)		(教育長) (1人)		(教育長) (1人)		
	選挙管理委員会	委員長 1人	4年	委員長 1人	4年	委員長 1人	4年	地方自治法第181条 地方自治法施行令第4条
		委員 3人		委員 3人		委員 3人		
	公平委員会	委員長 1人	4年	委員長 1人	4年	委員長 1人	4年	地方公務員法第7条
委員 2人		委員 2人		委員 2人				
監査委員	識見を有する委員 1人	4年	識見を有する委員 1人	4年	識見を有する委員 1人	4年	地方自治法第195条	
	議会選出委員 1人		議会選出委員 1人		議会選出委員 1人			
固定資産評価 審査委員会	委員長 1人	3年(注)	委員長 1人	3年(注)	委員長 1人	3年(注)	地方税法第423条	
	委員 2人		委員 2人		委員 2人			

(注) 委員長の任期については1年。ただし、再任されることができる。

表内の()は内書き

【根拠法令名】 地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)、地教法施行令(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令)

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目	参 考 資 料
参 考 法 令	<p style="margin-left: 20px;">地方公務員法(抄) (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1) の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 (1) の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団の職</p> <p style="margin-left: 20px;">地方自治法(抄) (委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等) 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (4) 監査委員 2 省 略 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。 (1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会 4～8 省 略</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

	項 目	参 考 資 料
参 考 法 令	市町村長	<p>地方自治法(抄) (知事及び市町村長) 第139条 省 略 2 市町村に市町村長を置く。</p> <p>(任期) 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 2 省 略</p> <p>公職選挙法(抄) (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第33条 1～2 省 略 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 4～5 省 略</p> <p>地方自治法施行令(抄) (長の職務を暫定的に行う者) 第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。 3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</p>
	助 役	<p>地方自治法(抄) (副知事・助役の設置及びその定数) 第161条 省 略 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</p> <p>(副知事及び助役の選任) 第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>(副知事及び助役の任期) 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目	参 考 資 料
収入役	<p>地方自治法(抄) (出納長・収入役及び副出納長・副収入役) 第168条 省 略 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 6 省 略 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。 8～9 省 略</p>
参 考 法 令 教 育 長 教 育 委 員 会	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄) (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。 (組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもって組織することができる。 (任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 (任期) 第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (教育長) 第16条 教育委員会に、教育長を置く。 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。 (教育長及び事務局職員の身分取扱い) 第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目	参 考 資 料
参 考 法 令	<p>教育長 教育委員会</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抄） (最初の委員の選任等) 第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。 2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。 3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p>(最初の教育長の互選) 第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p> <p>(最初に任命される委員の任期) 第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。</p> <p>教育公務員特例法（抄） (教育長の給与等) 第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで（条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。 2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目		参 考 資 料
参 考 法 令	選挙管理委員会	<p>地方自治法（抄） (選挙管理委員会の設置及び組織) 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>(選挙管理委員及び補充員の選挙) 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。 3～8 省 略</p> <p>(任期) 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 2～4 省 略</p> <p>地方自治法施行令（抄） (暫定的選挙管理委員会) 第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第1条の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。 2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目		参 考 資 料
参 考 法 令	公平委員会	<p>地方自治法（抄） (その他の委員の職務権限等) 第202条の2 省 略 2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。 3～5 省 略</p> <p>地方公務員法（抄） (人事委員会又は公平委員会の設置) 第7条 1～2 省 略 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p>(人事委員会又は公平委員会の委員) 第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 3～9 省 略 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11～13 省 略</p>
	監 査 委 員	<p>地方自治法（抄） (監査委員の設置及び定数) 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。</p> <p>(選任及び兼任の禁止) 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。 2～3 省 略 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。 5 省 略</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目		参 考 資 料
参 考 法 令	監 査 委 員	<p>(任期) 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p>地方自治法施行令(抄) 第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。</p>
	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	<p>地方税法(抄) (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 4～5 省 略 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 省 略 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	新町の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町の長が協議して定めるものとする。		

項 目	参 考 資 料		
先 進 地 事 例	市町村名	合併期日	調整方針
	篠山市	H11.4.1	1.新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。 2.行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。 規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。
	さいたま市	H13.5.1	3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。
	さぬき市	H14.4.1	1.特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。 2.新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。

協議第 8 号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 15 年 10 月 8 日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

記

協議項目	条例、規則等の取扱い	関係項目	
調整内容（案）	条例・規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう調整するものとする。		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	条例、規則等の取扱い	関 係 項 目	
調 整 内 容	条例・規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう調整するものとする。		

留 意 事 項	先 進 地 事 例			備 考
	新市町村名	合併の期日	条例、規則等の取扱い	
<p>原則 新設合併の場合、合併関係市町村(吉備町、金屋町、清水町)は消滅するため、各町の条例・規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合(有田消防組合)の条例・規則等も失効する。 このため、新町において必要な条例・規則等は、原則として新町において新たに制定し施行する必要がある。</p> <p>制定施行の区分 (1) 合併期日からすぐに施行しなければならないもの A 条例 新町の職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分(地方自治法第179条第1項)により、即時制定し施行する。 B 規則等 制定権者(新町の職務執行者)の職権(地方自治法第15条第1項)により制定し施行する。 (2) 合併後、逐次制定し施行させるもの 例) 議案提出権が町にない条例、制定権のない規則(委員会規則等)等 例) 新町発足当初は必要がないが逐次制定を要するもの等 (3) 合併時に廃止するもの</p> <p>例 外 新町において、必要な事項につき条例又は規則等が制定施行されるまでの間、新町の職務執行者は、従来地域で施行されていた条例又は規則を新町の条例又は規則として引き続き施行することができる。(地方自治法施行令第3条)</p> <p>事務手続き 暫定施行する条例を告示し施行する。</p>	さいたま市	H13.5.1	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。 条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。 [条例・規則等の整備方針] 新市発足時には、田無市・保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新町において新たな条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(「区分」は略)	<p>地方自治法(抄) (条例の制定及び罰則) 第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。 (規則) 第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。 (長の専決処分) 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議事を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 (2) 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 (3) 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>地方自治法施行令(抄) 第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域に属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めたる者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>
	西東京市	H13.1.21		
	篠山市	H11.4.1	(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。	
	あきる野市	H7.9.1	(1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方調整協議して統一を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。	

協議第9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成15年10月8日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

記

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	
調整内容(案)	町民憲章、町章、町の花、町の木、町の鳥及び宣言は、新町において調整する。		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	町民憲章、町章、町の花、町の木、町の鳥、宣言
調 整 内 容	町民憲章、町章、町の花、町の木、町の鳥及び宣言は、新町において調整する。		

項 目		吉備町	金屋町	清水町	備考
町民憲章	制定時期	該当なし	平成7年9月19日（平成7年9月19日町議会議決）	昭和60年10月6日（町制施行30周年を記念して制定）	
	憲章文		<p>みかんと明恵の里 緑と清流にめぐまれた美しいふるさと金屋町。わたくしたちはこの町の歴史と伝統に誇りをもち、ふるさとを愛し、人間性豊かで活力のある住みよい町をめざして、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 自然との調和をはかり、緑と清流の美しいまちにしよう。</p> <p>1 歴史と伝統を誇りとし、文化の香り高いまちにしよう。</p> <p>1 心のふれあいを大切にし、人間性豊かなまちにしよう。</p> <p>1 働くよるこびと希望にみちた魅力あるまちにしよう。</p> <p>1 みんなが健やかで、幸せな活力あるまちにしよう。</p>	<p>わたくしたち清水町民は、霊峰高野山のふもと、雄大な自然と清流にはぐくまれた、歴史文化に誇りをもち、常に融和と強調の精神に基づき、将来に向かって限りない飛躍をつづけ、輝かしい郷土建設のため、この憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、人と緑の調和した人情ゆたかな町をつくりましょう。</p> <p>1 ふるさとの歴史と伝統を大切にし、文化の香り高い町をつくりましょう。</p> <p>1 あたたかい家庭をつくり、心のふれあう平和な町をつくりましょう。</p> <p>1 働くことによるこびをもち、創造と努力によって活力ある町をつくりましょう。</p> <p>1 スポーツに親しみ健康な心身を育て希望に満ちた町をつくりましょう。</p>	
町の花	制定時期	昭和60年3月	昭和60年6月1日	昭和55年4月1日	
	花 名	コスモス	ささゆり	みやまつつじ	
町の木	制定時期	昭和60年3月	昭和60年6月1日	昭和55年4月1日	
	木 名	くすのき	しらかし	すぎ	
町の鳥	制定時期	該当なし	該当なし	昭和55年4月1日	
	鳥 名			やまがら	

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	町民憲章、町章、町の花、町の木、町の鳥、宣言
調 整 内 容	町民憲章、町章、町の花、町の木、町の鳥及び宣言は、新町において調整する。		

項 目		吉備町	金屋町	清水町	備考
町 章	概 要	昭和 37 年 6 月 25 日町章として制定。町名の頭文字「き」を近代的感覚により図案化し、町民の融和団結を太い線で表し更に産業文化など町勢の逞しい飛躍発展を飛鳥の姿で象徴したものの。なお、みかんの開花をかたどった主産地を表現したものである。	昭和 34 年図案を募集し、9 月金屋町章として選定したもので、中央部は、カナヤの文字と「力」を表わしたものの。	昭和 44 年図案を募集し、清水町章として選定したもので、中央部は清水の「水」を表している。	
	町 章				
宣 言	制定時期	昭和 61 年 6 月 16 日（町議会議決）	昭和 63 年 6 月 28 日（町議会議決）	平成 13 年 3 月 21 日（町議会議決）	
	名 称	非核吉備町宣言	非核軍縮金屋町宣言	核廃絶・平和の町	
	内 容	核軍備競争の結果、正に世界人類の存亡にかかわる深刻な事態を招くに至り、人々は、核兵器の廃棄と絶滅を求めている。我々は、核被爆を体験した国民として二度と惨禍を繰り返さないよう、その使命を担っている。 楽しさ、やすらぎ、繁栄をめざす吉備町民にとって、世界の人々と共に手をつないで、核兵器の廃絶と平和的生存権の確立のため、ここに非核吉備町宣言する。	核軍備競争の結果、まさに世界人類の存亡にかかわる深刻な事態を招くに至り、人々は核兵器の廃棄と絶滅を求めている。我々は、核被爆を体験した国民として二度と惨禍を繰り返さないよう、その使命を担っている。平和を目指す金屋町民は、世界の人々と手をつなぎ、ともに核兵器の廃絶と平和生存権確立を推進するため、ここに非核軍備金屋町宣言をする。	世界の恒久的平和は、全人類共通の願いである。しかしながら、核兵器による危機は依然として存在し、世界平和に深刻な脅威をもたらしており、人類全てが憂慮するところである。我が国は、唯一の核兵器による被爆を体験した国民として、二度と悲惨な過ちを繰り返さないよう、世界中に訴える使命を担っている。我が清水町は、恒久平和を念願し、平和のうちに生存する権利を有することを確認する日本国憲法の理念を遵守し、非核三原則の堅持と核兵器廃絶を訴え、ここに「核廃絶・平和の町」たることを宣言する。	

協議第10号

各種事務事業の取扱い（電算システム事業）について

各種事務事業の取扱い（電算システム事業）について、下記のとおり提出する。

平成15年10月8日提出

吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

会 長 中 山 正 隆

記

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整内容（案）	電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。 電子自治体への対応ならびに行政及び住民サービスの向上を目指し、情報ネットワークシステムの構築を早期に行うものとする。		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	電算システム事業
調 整 内 容	電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。 電子自治体への対応ならびに行政及び住民サービスの向上を目指し、情報ネットワークシステムの構築を早期に行うものとする。		

項 目			吉 備 町			金 屋 町			清 水 町			備 考
大 分 類	中 分 類	小 分 類	導 入	O S 名	パッケージソフト名	導 入	O S 名	パッケージソフト名	導 入	O S 名	パッケージソフト名	
住民記録	住民記録	住民記録	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
		印鑑登録	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
		外国人登録	未導入			C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			
住登外	住登外	住登外	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
戸籍	戸籍	戸籍	C/S	WindowsNT	日立戸籍総合システムE2	C/S	WindowsNT	CIVIC STATION	未導入			
		戸籍附票	C/S	WindowsNT	日立戸籍総合システムE2	C/S	WindowsNT	CIVIC STATION	未導入			
住基ネット	住基ネット	住基ネット	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	国からの配布	オフコン	OSV	MINCS	
税システム	住民税	個人	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
	固定資産税	土地	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
		家屋	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
		償却資産	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
	軽自動車税	軽自動車税	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
	税収納業務	税収納業務	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
国保	資格管理	資格管理	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
	国保税	国保税	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
老人保健	老人保健	老人保健	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
国民年金	国民年金	国民年金	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
福祉関係	介護保険	認定	オフコン	OSV	COKAS-1	PC	WinXP, 2000, NT	認定ソフト20002	オフコン	OSV	COKAS-1	
		サービス	オフコン	OSV	COKAS-1	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	COKAS-1	
		保険料	オフコン	OSV	COKAS-1	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	COKAS-1	
	手当	児童手当	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
	児童福祉	保育料	オフコン	OSV	MINCS	未導入			未導入			
高齢者福祉	高齢者福祉	オフコン	OSV	MINCS	未導入			未導入				

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	電算システム事業
調 整 内 容	電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。 電子自治体への対応ならびに行政及び住民サービスの向上を目指し、情報ネットワークシステムの構築を早期に行うものとする。		

項 目			吉 備 町			金 屋 町			清 水 町			備考
大分類	中分類	小分類	導入	OS名	パッケージソフト名	導入	OS名	パッケージソフト名	導入	OS名	パッケージソフト名	
保健関係	成人健康診査	成人健康診査	オフコン	OSV	MINCS	未導入			オフコン	OSV	MINCS	
	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査	オフコン	OSV	MINCS	未導入			オフコン	OSV	MINCS	
	予防接種	予防接種	オフコン	OSV	MINCS	未導入			オフコン	OSV	MINCS	
経済関係	農業集落排水	使用料	PC	Windows	職員作成	未導入			未導入			
建設関係	住宅管理	住宅使用料	オフコン	OSV	職員作成	未導入			未導入			
教育関係	学校教育	就園奨励費	未導入			オフコン		住民情報システム	未導入			
		学齢簿	未導入			オフコン		住民情報システム	オフコン	OSV	MINCS	
		新入学通知	未導入			オフコン		住民情報システム	オフコン	OSV	MINCS	
	図書館	蔵書管理	未導入			PC	Windows3.1	リブラ	PC	Windows95	リブラ	
水道関係	料金関係	料金関係	オフコン	OSV	MINCS	PC	Windows98	日本コンピュータ製	オフコン	OSV	MINCS	
	企業会計	企業会計	C/S	WindowsNT	企業-WINR	未導入			未導入			
選挙管理委員会	選挙関係	選挙人名簿	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
		農業委員選挙人名簿	オフコン	OSV	MINCS	未導入			未導入			
農業委員会	農家台帳	農家台帳	オフコン	OSV	MINCS	PC	Windows98	ソリマチ K.K	PC	Windows98	ソリマチ K.K	
総務関係	人事	辞令	未導入			未導入			未導入			
		人事記録	未導入			未導入			未導入			
	給与	毎月	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
		期末・勤勉手当	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
		年末調整	オフコン	OSV	MINCS	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	MINCS	
	報酬管理	支払	未導入			C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			
		源泉徴収	未導入			C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			
	財務会計	予算編成	C/S	WindowsNT	財務-WINR	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	COKAS/1	
		予算執行	C/S	WindowsNT	財務-WINR	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	COKAS/1	
決算処理		C/S	WindowsNT	財務-WINR	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	COKAS/1		

吉備町・金屋町・清水町合併協議会の調整内容（案）

専門部会名：総務専門部会

任意合併協議会事務局

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	電算システム事業
調 整 内 容	電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。 電子自治体への対応ならびに行政及び住民サービスの向上を目指し、情報ネットワークシステムの構築を早期に行うものとする。		

項 目			吉 備 町			金 屋 町			清 水 町			備考
大分類	中分類	小分類	導入	OS名	パッケージソフト名	導入	OS名	パッケージソフト名	導入	OS名	パッケージソフト名	
総務関係	財務会計	決算統計	C/S	WindowsNT	財務-WINR	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	COKAS/1	
		歳計外	C/S	WindowsNT	財務-WINR	C/S	Windows2000	e-TASK	オフコン	OSV	COKAS/1	
		起債管理	C/S	WindowsNT	財務-WINR	C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			
全般	メモ記録	メモ記録	未導入			C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			
	銀行口座記録	銀行口座記録	未導入			C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			
その他	共通(文字等)	共通(文字等)	未導入			C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			
	ダウンリカバリ	ダウンリカバリ	未導入			C/S	Windows2000	e-TASK	未導入			

【用語の解説】

オフコン (office computer)

コンピュータ業者が、ハードウェアとソフトウェアをセットにして販売している企業業務向けコンピュータの総称。略して「オフコン」などと呼ばれることが多い。ハードウェア/ソフトウェアとも業者独自であるものが多く、一般に異なるコンピュータ業者間でハードウェア/ソフトウェアの互換性がない。

C/S (クライアントサーバ)

ネットワーク通信で、利用者側(コンピュータ端末)をクライアント、処理システム側をサーバとして、仕事を分担処理する仕組み。サーバは大容量のディスクを備え、クライアントからの仕事を分担処理する仕組み。

サーバはクライアントからの要求に応じて、種々のデータ処理機能や資源管理機能を提供する。クライアント側で一定の前処理を済ませておくことで、システム全体の効率が高まり、サーバ側からの応答も速くなる。自律分散協調システムを実現するための、基本的なシステム構成である。

パッケージソフト(Packaged Software)

ワープロソフト、表計算ソフトに代表されるようにソフトウェアに汎用性をもたせたソフトウェア。業務システム用のパッケージソフトも多数ある。オーダーメイドに対応して使われる。

OS (Operating System)

コンピュータの能力を便利に使えるようにする基本ソフトウェアの事。現在使われている代表的なパソコンのOSには、Windowsがある。

5 次回協議会の開催日程について

次回協議会の開催日程について

第4回吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会を下記日程で開催します。

記

第4回 吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会

開催日時 平成15年11月6日(木)午後2時00分

開催場所 きび会館 2階 大集会室

MEMO